

「国籍法の周縁部」から再びタイ人への道のり

— チェンライ県メーサイ郡A村のタイ・ルーの国籍問題とID番号に関する社会的事象について —

Peripheral Portion of Thai Citizens formed by Nationality Acts:
A Case Study of Citizenship Recovery of Tai Lue, and the ID number starting with “8”

尾 田 裕加里*

ODA Yukari

There is a “peripheral portion” formed by statutes that define the nation, separately from the territorial fringe portion of the state and the cultural peripheral portion of the nation. Specifically, it is the people of the “peripheral portion” of the Nationality Acts who were canceled, recovered, or newly granted nationality in the transition of the acts.

Therefore, I studied the case of Tai Lue second generation descendants living in a village of Maesai, Chiang Rai to consider the influence on the “peripheral portion” of the Nationality Acts during improvements of systems of the nation-state. Study results revealed that these descendants had their Thai nationality cancelled in 1984 under the Revolutionary Party Announcement No. 337 of 1972, a kind of Nationality Act. This twelve-year delay occurred due to a discrepancy in how conditions were applied between the Nationality Act and the Civil Registration Act in regard to nationality cancellation; the discrepancy became clear when the 13-digit ID number system was introduced newly.

Notably, almost all Tai Lue second generation descendants living in the village were recovered or newly granted Thai nationality after 2000. However, it seems the ID number starting with “8” (issued to those granted Thai nationality ex-post facto, which were the people of the “peripheral portion” of the Nationality Acts such as the above Tai Lue second generation descendants) is becoming a metaphor for a second-class nation.

序論

(1) 問題設定と研究目的

国民国家の領域的周縁部や文化的周縁性¹⁾については、政治学や文化人類学、社会学等の分野でしばしば論じられてきている²⁾。しかし、タイには更に、国籍法など国民³⁾を規定する法令によって形成された周縁的な部域が存在する。そこには、法令の変遷によって、一度抹消された国籍が回復

されて再び国民に加えられたり、又は、帰化や婚姻等で国民に加わったり、国籍付与等で国民に加えられたりした人々が属する。このような、いわば“国籍法の周縁部”に位置する人々は、“国籍法の中心部”に位置する人々とは与えられる権利が異なり、国籍取得後も国民として周縁化された状況に置かれる。ここでは、それらを通じて国民国家の今日について考えていきたい。

上記の問題設定の下、筆者は2014年夏にチェン

*日本女子大学大学院人間社会研究科現代社会論専攻博士課程後期

ライ県メーサイ郡A村のタイ・ルー子孫達の調査研究を行った。A村はタイの領域的周縁部に在り、また、タイ・ルーも独自の守護霊祭祀を行う等、文化的周縁性を維持している人々である。そのため、A村やタイ・ルーについては、領域的周縁部、又は文化的周縁性の視点からの研究が行われてきた。しかし、本研究の目的はそれらとは異なり、A村のタイ・ルー子孫達の国籍問題を明らかにすると共に、制度によってタイ社会に生じた、又は生じつつある、“国籍法の周縁部”に関連する事象の考察を通して、「国籍法の周縁部」という実体と概念の意味を論じることである。

(2) A村のタイ・ルーを取り上げる理由と先行研究について

タイ・ルーはタイ系諸族の一派である。彼等は、現在の中国南部西双版納タイ族自治州の景洪市を中心にした地に1950年代まで存在した、ムアンと呼ばれる小国が連合した政治統合体シップソーンパンナー⁴⁾を出自とする民族⁵⁾である。そして、北タイに住むタイ・ルーの多くは18世紀末のランナー王国復興時から19世紀中にタイへ移住してきた人々の子孫であるとされ〔馬場 1993: 52, 1996a: 61, 1996b: 109, 1998: 112〕、その殆どは、現在はタイ国籍を持つタイ国民になっている。しかし、本研究で取り上げるチェンライ県メーサイ郡A村には、20世紀以降にビルマ（現ミャンマー）⁶⁾を經由してタイへ移住してきたタイ・ルーとその子孫達が多数居住し⁷⁾、彼等は近年まで国籍問題を抱えていた〔Ran (Renard, Ronald D.) and Chuleeporn 1987: 29-30〕。本研究では、以下二つの理由によりA村のタイ・ルーを取り上げる；

① 第一の理由は、1992年に行われた国籍法改正の約2週間後、同年3月17日に、タイ・ルー子孫へのタイ国籍付与が閣議決定されたことにある。同日には、“懸案であった”ベトナム人難民⁸⁾子孫へのタイ国籍付与が閣議決定され、タイ・ルー子孫についての決定もそれに併せて行われた⁹⁾。しかし、その一方で、タイ・ルーと同じタイ系民族であり、また、タイ・ルーと同時期にA村に暮らすようになった¹⁰⁾タイ・ヤイ¹¹⁾への国籍付与は閣議決定されなかった。そのため、統治者¹²⁾側の、タイ・ルーに関する少数民族としての位置づけは、非タイ系は勿論、同じタイ系民族のタイ・ヤイに比しても高いものであったと考えられる。そして、上記のようなタイ・ルー、特に北タイに暮らすタイ・ルーについては、モアマン〔Moerman 1965〕、カイズ〔Keyes 1993〕、コーヘン〔Cohen 1998〕、馬場〔馬場 1993, 1996a, 1996b, 1998〕等が、彼等のアイデンティティやエスニシティ、出自の地からの移住史や守護霊祭祀等の研究を行った。それらの中で、馬場は、「北部タイに居住するタイ・ルー族がエスニック・アイデンティティを主張する為に、仏教や精霊祭祀がどのように運用されるのか」について論じ〔馬場 1993: 51〕、彼等が維持している、又は維持しようとしている文化的周縁性が表される、タイ・ルーの守護霊祭祀についての研究を行った。しかし、以上の研究は何れも、北タイのタイ・ルーの国籍問題を論じたものではない。

また、タイの領域的周縁部にあるA村のタイ・ルーが、上記のとおり、近年まで国籍問題を抱えていたことについては、レナードとチュリポン〔Ran (Renard, Ronald D.) and Chuleeporn 1987〕が論じている。しかし、レナードとチュリポンの研究

目的は、A村タイ・ルーのタイへの同化状況を明らかにする事であったため、彼等の国籍問題、すなわち、タイ国籍の取消については、それが1972年革命団布告337号に基づいて行われたと論じるにとどめられている。同布告337号による少数民族等外国人子孫のタイ国籍取消については、法学者のバンティップ [Phunthip 2006] が無国籍者発生要因の一つとして論じ、ユネスコ発行のタイ市民権マニュアル [UNESCO 2008] にも包括的な記述がなされている。その他、日本の岸本 [岸本 2001]、玉田 [玉田 2006]、片岡 [片岡 2013] 等も、同布告337号による種々少数民族のタイ国籍取消について論じている。しかし、何れも、本研究で論じる、1980年代の住民管理制度整備過程のID番号制度導入を契機として行われたタイ国籍取消に言及しているものではない。

② 本研究においてA村のタイ・ルーを取り上げる第二の理由は、そのタイでの出生の時期に因り、彼等の中には、タイ国民としてのアイデンティティを持って暮らしてきていたにもかかわらず、法令の変遷によってタイ国籍を取り消され、その後それを回復されて再びタイ国民になった人々が存在することにある¹³⁾。このような立場の人々は全く新たにタイ国民に加えられた人々とは異なり、生来的なタイ国籍者、タイ国民としての意識をも併せ持つ。そのため、このような立場の人々の意識は、国籍取消など経験することなく一貫してタイ国民として暮らしてきた“国籍法の中心部”の人々の意識と同じであると考えられる。そして、本研究ではこのように、“国籍法の周縁部”の人々を検討することで、“国籍法の中心部”の人々の意識を明らかにする。

また、A村のタイ・ルーは、A村という一つの行政区分において一度に数百人単位で行われた国籍取消の当事者であるため¹⁴⁾、当該国籍取消事件に起因ないし関連する事項について、彼等のうちの何人かが共通して発言する事項には、同じ背景を持つA村タイ・ルーに共通する意識として捉え得るものがある。そして、筆者は更に、上記のA村タイ・ルーを通して捉える“国籍法の中心部”の人々の意識を、制度によって社会に生じた、又は生じつつある事象として考察し、その考察結果を通して、「国籍法の周縁部」という実体と概念の意味を論じる。それは、経済のグローバル化の下で非合法移民が増加し、当該国で出生したそれら非合法移民の子孫達を強制排除することが困難となり、やがては、それら非合法移民の子孫達を国民として統合せざるを得ない状況にもなり得る、タイを含めた、国民国家の今日を考える上で意味と意義がある¹⁵⁾。

(3) 本研究に関連するタイの法令について

A村タイ・ルー 2世世代子孫達の国籍問題と、“国籍法の周縁部”に関する事象の考察には、国籍法その他、住民登録法と住民登録票、国民携帯証法と国民携帯証（以下、IDカードと記す）が関係する。そのため、表1：<国籍法と住民管理に関する法令の変遷>とともに以下に論じる。

1) 国籍法の変遷について

先述のとおり、A村のタイ・ルーは20世紀以降にその1世世代がタイへ移住してきた人々であり、1913年タイ国籍法が有効な時期にタイで出生したその子供世代（2世世代）は、出生地主義によって、タイで生まれたという事実だけでタイ国

表1 国籍法と住民管理に関する法令の変遷

国籍法等	住民登録法と住民登録票に係る事項	国民携帯証法とタイ人用IDカードに係る事項	タイ・ルーへの少数民族用IDカードに係る事項
1913年国籍法	1909年王国内個人名簿作成のための法律・1917年出生者・死亡者・区移転者登録法・1936年テーサーバン地域住民登録法	1943年国民携帯証法	
1952年国籍法 1952年国籍法の改正法(1953年,1956年,1960年) 1965年国籍法	1956年住民登録法	1962国民携帯証法/1963~1965年の間に全国でIDカード発行	
1972年革命団布告337号	1972年革命団布告234号でT.R.13導入		
	1976年 全住民にコンピュータ処理可能なID番号を発行するプロジェクト (Khrongkan Chattham Lek Prachamtua Prachachon)の開始		
			1977~78年ビルマ離郷者用桃色カードの発行開始
	1982年 全住民にコンピュータ処理可能なID番号を発行するプロジェクトの下、13桁ID番号導入の閣議決定		
	1983年13桁のID番号の発行開始・住民登録票の様式改定	1983年国民携帯証法	
	1984年1月1日~5月31日は13桁ID番号への移行期間		
	1986年・1987年にも住民登録票の様式改定	1988年式(13桁ID番号付)IDカードの開始	
	1991年住民登録法の発布		1990~1991年高地民用水色カードの発行
(1992年)1965年国籍法改正第2号			1992年3月17日タイ・ルー子孫へのタイ国籍付与が閣議決定された
1992年の国籍法改正3号			1994年タイ・ルー用橙色カードの発行開始
	1995年オンライン対応の住民登録票取扱い開始	1996年式IDカードの開始 (1999年)1983年国民携帯証法改正第2号	
2000年8月29日閣議決定			
2004年9月17日付内務省告示			
2005年1月18日閣議決定 (2008年)1965年国籍法改正第4号	(2008年)1991年住民登録法改正第2号	2005年以降Smart CardのIDカード開始	
2012年国籍法改正5号		(2011年)1983年国民携帯証法改正第3号	

出所) 国籍法についてはタイ官報、閣議決定についてはタイ内閣府ホームページ、住民登録票とIDカードについては[永井 2006]・[Darunee 2005]・[Kitiwiraya 2009]、内務省地方行政局登録統括事務所ホームページ、少数民族用カードについては[Pinkaew 2013]より引用して、筆者が作成

籍を取得した。そして、1952年タイ国籍法以降は適用に一定の制限が設けられたとは言うものの [Phunthip 2006: 46]、出生地主義の採用は1965年国籍法においても続けられた¹⁶⁾。ところが、1972年12月13日に革命団布告¹⁷⁾ 337号が發布され、父母が共に外国人¹⁸⁾で、同父母が、①特殊な状況下で個別に入国・滞在を認められた者、②一時的な入国・滞在を認められた者、③入国管理法上の非合法入国者、の何れかに該当する場合には、そのタイ国籍は遡及的に取消され、同布告以降出生の該当者もタイ国籍取得が不可能になった¹⁹⁾。同布告は、ベトナム人難民子孫がタイ国籍を取得して面倒が起り得ることを防ぐために [Khachatphai 1978: 22-23]、具体的には、ベトナム人難民子孫がベトナム系タイ人²⁰⁾としてタイに存在することに因るリスクを除去するために發布された²¹⁾。しかし、同布告に民族を規定する記述はなく、外国人子孫のタイへの忠誠心に疑問がもたれるとして、永住許可を有しない外国人父母のタイ生まれ子孫全員に適用された。その結果、A村のタイ・ルー 2 世代子孫達は、タイ国籍の取消、又はタイ国籍取得不可能の者とされ、その後は多くの1 世代と共に、永住許可を有しない外国人となった。

しかし、その後、1992年に1965年国籍法改正第2号が發布され、永住許可を有しない外国人父母のタイ生まれ子孫にもタイ国籍取得への道が開かれた。契機はベトナム人難民問題解決のための策であった²²⁾。その後は、2000年8月29日付閣議決定、及び2005年1月18日付閣議決定によって国籍付与要件が緩和され、2008年に改正された1965年国籍法改正第4号の第7条2、又は2008年国籍法改正4号の第23条、2012年の1965年国籍

法改正第5号發布によって、タイ国籍を取得できずに来た移民・難民子孫や、高地民（山地民）²³⁾ 他へのタイ国籍付与等²⁴⁾ が進められてきている [Refworld.org]。

2) 住民登録法と住民登録票、及び、国民携帯証法とIDカードについて

住民登録法は、19世紀末から20世紀初めのタイの国民国家形成期に、住民各人を把握する目的で発せられた法令に始まり、1956年に初の包括的な法律が制定された。その1956年住民登録法に基づく住民登録票が今日の原形である。住民登録票には、その後1972年10月31日發布の革命団布告234号によって、当時のトーロー 14様式とは別にトーロー 13様式が導入された [Darunee 2005: 233]。トーロー (T.R.) はタイ国住民の種々登録に関する様式であり、その中でも特にトーロー 14とトーロー 13は住民の住居登録のためのものである²⁵⁾。このトーロー 13の導入によって、以降は、トーロー 14にはタイ国籍者と永住許可を有する永住外国人の名前のみが記載されることになり、永住許可を有しない外国人の名前はトーロー 13に記載されることになった。

一方、国民携帯証法は1943年に初めて制定され、同法に基づくIDカードは、1950年代の地域限定発行を経て、1962年国民携帯証法の下、1963年よりタイ全土で発行されるようになった。同IDカードは、当初は住所・氏名・生年月日、職業が記載され、他に指紋又は顔写真が添付されているのみであった。また、バンコク近隣と南部・北部・東北部の国境県で優先的に進められたことより、同IDカードが国家安全保障の観点での重要性を持って発展してきたことが理解される [永井

2006: 231-234]。

このように、住民登録法と国民携帯証法、住民登録票とIDカードは夫々に始まって別々に発展してきた。しかし、1976年よりそれらは関連し始めた [Phunthip 2006: 42]。タイ人のみならず外国人をも含めた、国家内の全住民にコンピュータ処理可能な個別番号（以下、ID番号と記す）²⁶⁾ を発行するプロジェクト²⁷⁾ の開始が契機であった²⁸⁾。そして、同プロジェクトの下、1982年にID番号の発行が閣議決定され、翌1983年より上記のトーロー14とトーロー13の住民登録票に基づいて13桁のID番号の発行が始まり、同ID番号と世帯番号が記載されるよう住民登録票の書式も改定された。同ID番号の数字は、表2：<ID番号の数字の意味>に記される内容を示すものである。その後

も住民登録票は書式改定がなされ、1995年よりコンピュータによるオンライン処理が開始された。

(4) 本研究の手法について

本研究では、A村に住むタイ・ルーの人々やA村を統治管轄する役所の人々へのインタビュー調査に、同インタビュー結果を裏付ける文書・文献の調査、タイの各種法律の変遷に関する文献調査を組み合わせるといった手法をとった。特に、1985年にレナードとチュリポンが当時のA村の村長兼カムナン²⁹⁾ に直接インタビューを行った先行研究 [Ran (Renard, Ronald D.) and Chuleeporn 1987] を踏まえて、本研究においても、2014年現在のA村の村長兼カムナン（以下、現カムナンと記す）にインタビューをさせていただいた。現カムナンもタ

表2 ID番号の数字の意味

1桁目の数字の意味	
1	1984年1月1日以降に出生したタイ人で、規定期間内に出生届を提出された者
2	1984年1月1日以降に出生したタイ人で、規定期間以降に出生届を提出された者
3	1984年5月31日以前に住民登録に名前が記載されていたタイ人、又は外国人登録証を持つ外国人
4	移入届の提出があったが1984年1月1日～5月31日の間にID番号未決定のタイ人、又は、外国人登録証を持つ外国人
5	タイ人であるが、登録漏れ他で長年タイ人としてのID番号登録がなされていなかった者
6	入国管理法上の非合法入国者、及び一時的な入国・滞在のみを許可された者
7	ID番号の1桁目の数字が「6」である者のタイ生まれの子供
8	帰化やタイ人との婚姻等で合法にタイ国籍を取得した元外国人、及び、1984年5月31日以降に付与等で合法にタイ国籍を取得した元外国人、永住の許可を得た外国人

注) 2～5桁目は出生地を表し、6～10桁目は個別番号であるが6と7の2桁で民族等のグループを表し、11～12桁目は同グループ内順位を表す。13桁目は役所確認用。近年は、ルーツ無しの無国籍者には0、カンボジア・ラオス・ミャンマー出身の労働目的非合法入国者には00、ミャンマー出身の避難民には000、で始まるID番号が発行されている。

出所) 内務省地方行政局登録統括事務所ホームページより引用して筆者が作成

イ・ルーである。その詳細は以下のとおりである：

1) インタビュー日時・場所、及びインフォーマントについての表示

2014年8月26日午後と同年9月20日に、5人のインフォーマント（インフォーマント1～5）に対して個別インタビューをさせていただいた。インフォーマントの属性と日時、場所は、表3：〈インタビューについての表示〉のとおりである。また、2014年8月26日午前には、メーサイ市役所市民事務所（以下、役所と記す³⁰⁾の所長他計7名にグループ・インタビューをさせていただいた³¹⁾。その際は、上記のインフォーマント2の他、役所のインフォーマント6から多くの発言をいただいた。

以上の中で、インフォーマント2である現カムナンは、現在はカムナンという統治者側の職位に

在るが、タイ国籍の取消と回復を経験した当時はインフォーマント1,3,4,5と同じく一村人であった。そのため、インタビューにおいても一村人として体験した当時の話を聞かせていただくことができた³²⁾。

2) インタビューの方法と記録の保存、インタビュー記録の分析と和訳記述について

上記のインタビューでは、二人の通訳者に補助をしていただいた。そして、全てのインタビュー内容は音声記録として保存されており、筆者は録音記録を再聴して、通訳内容を含めてインタビュー回答全般を確認した。また、本稿では、インタビュー内容は可能な限りインフォーマントの発言に忠実に和訳することとしたが、読者の理解を容易にする為に、適宜、インフォーマントが発音しなかった文言を括弧（）内に書き込んで和文形成をしたり、タイ語の文言を二重括弧（（））内に

表3 インタビューについての表示

インフォーマント	属性等	日時	場所
1	村人	2014年8月26日午後	A寺
2	現カムナン (当時は村人)	2014年8月26日午前	市役所
		2014年8月26日午後	A寺
		2014年9月20日	現カムナン宅
3	村人	2014年9月20日	現カムナン宅
4	村人	2014年9月20日	現カムナン宅
5	村人	2014年8月26日午後	A寺
6	市役所の公務員 (統治者側)	2014年8月26日午前	市役所

注) 現カムナンは職位としては統治者側であるが、本稿記載のインタビューでは、一村人であった当時の体験を聞かせていただくことができた。表は筆者が作成。

カタカナで表記したり、更には、年月日等について明らかにインフォーマントが誤った発言をしている際には補注に記載したりした。そして、補注でのタイ文字のアルファベット表記は、基本的にはタイ王立学士院1999年改定版基準に従ったが、引用文献の著者名については、公開されている論文に記載されているアルファベット表記に従った。

(5) 本稿の構成

以下、2. 本論では、A村タイ・ルー子孫達の国籍問題にかかわるインタビュー結果を分析するために、まず、タイ・ルーがA村に移住してきた経緯とその2世世代子孫達がタイ国籍を取り消された理由を論じ、その後、タイ国籍取消の時期について明らかになった事実を論じる。3. 結論では、インタビューの分析結果から明らかになった、A村タイ・ルー子孫達の国籍問題と、制度によって社会に生じた、又は生じつつある事象について考察し、それらを通して、「国籍法の周縁部」という実体と概念の意味を論じる。

2. 本論：A村タイ・ルー子孫達の国籍問題にかかわるインタビュー結果の分析

(1) タイ・ルーがA村に移住してきた経緯とその2世世代子孫達がタイ国籍を取り消された理由

チェンライ県メーサイ郡のA村はタイと現ミャンマーの国境付近に位置する。2014年現在は、総面積650ライの地に男性1,537人、女性1,763人の計3,300人の人口を抱える規模になっているが³³⁾、その始まりは、1911～1921年頃にタイ・ルーとタイ・ヤイが、サーイ川の辺に4～5軒の家屋を

建てて暮らすようになったこととされている³⁴⁾。A村が、チェンライとビルマ領シャン州南東部のケントウン（チェントウン）を結ぶ道路に近い交易に有利な場所に位置したことより、その後も、タイ・ルーによるシップソーンパンナーからシャン州経由でのA村への移住は続いた。特に、1939年より当時のピブンソククラム首相が大タイ主義政策³⁵⁾を開始したことで、彼等のタイへの移住は歓迎された。また、日本軍侵攻の影響で中国南部にも危険が増したことで、彼等のシップソーンパンナーからメーサイに向けての移動が増えた。そして、1943年8月に上記のケントウンがタイに併合されたことでタイと中国南部は直接接することとなり³⁶⁾、タイ・ルーのタイ領土への移動は極めて容易になった。第二次大戦終了後は、1948年のビルマ独立によってシャン州はビルマ領となったが³⁷⁾、同地に滞在していたタイ・ルーは、中国での共産主義政権樹立前頃に、国共内戦に関連する戦禍を逃れてタイに避難した。また、中国での共産主義政権樹立以降も、文化大革命に至る前の政治混乱期や、ビルマ国内での政変や少数民族との内戦激化の際にもタイ・ルーのタイへの避難が続いた [Ran (Renard, Ronald D.) and Chuleeporn 1987: 23-26]。

しかし、上記のようにタイへ移住、又は難民として避難してきたA村のタイ・ルー1世世代の多くは合法入国や永住許可の書類を有していなかった。そのため、彼等はビルマ出身の非合法入国者と認識され、その子供世代（2世世代）は、1972年発布の革命団布告337号に基づいてタイ国籍を取消された。但し、以下に記載するインタビュー結果からは、彼等のタイ国籍取消時期が1972年からはかなりのタイムラグを伴うものであった、と

いう意外な事実が明らかになった。

のままでは、どこへ行くにも不便だったからね。

(2) タイ国籍の取消時期について明らかになった 事実

下記インタビュー結果の、インフォーマントの属性、日時と場所は、先述の表3：〈インタビューについての表示〉のとおりである。

〈インフォーマント1の発言〉

この男性は1951年生まれの63歳である³⁸⁾。父母・祖父母がシップソーンパンナーからタイへ移住してきた1世代で、本人はタイ生まれの2世代である。1967年にタイ国籍を取得した³⁹⁾。そして、革命団布告337号が發布された1972年当時兵役中であったため、国籍を取消されたのはその後であったという⁴⁰⁾。国籍取消を知った時の事等について質問したところ、以下の回答が得られた；

(兵役が終わった後、) 1976年はバンコクへ働きに行った。(その後) メーサイからチェンコンに移って、1989年にメーサイへ戻ろうとしたら、国籍の無い者は住民登録票を移せないと言われた。(これによって、タイ国籍を取消されていることを知った)。だから、その住民登録票はチェンコンに放置して新しく作った・・・中略・・・今は医療用の社会保障カード(《バットトーン》)や高齢者カードも持っている。しかし、(今のID番号は) 頭が「8」(《ホワパーツ》)だ。前は頭が「5」や「3」であったの⁴¹⁾・・・中略・・・(タイ国籍を取消されたことは) 本当に悲しいことであった。私はタイ生まれなのに。2001年に回復して今はタイ国籍だ。もう取り消されることはない。嬉しかったよ。外国人

インフォーマント1の発言については、まず、この男性が国籍を取消されたことに気付いたのが1989年であることが余りに遅い時期であると思われる。また、「メーサイからチェンコンに移って、1989年に、メーサイに戻ろうとしたら・・・」という発言は、それ以前に、メーサイからチェンコンへと住民登録票を移動させることが可能であったことを示している。そして、何よりも、この男性は、以前は「5」や「3」で始まるID番号であったと発言したが、ID番号が各人に発行されたのは1983年以降である。そのため、以前のID番号について発言すること自体が、このインフォーマント1のタイ国籍取消が1983年以降であったことを示しているのではないと思われる。

〈インフォーマント2の発言〉

この女性は58歳でA村の村長であり、タムボンのカムナンも兼務している。祖父母と父母がシップソーンパンナーからタイへ移住してきた1世代で、本人はタイ生れの2世代である。祖父母も父母も以前はタイ国籍者であったが⁴²⁾、統治者側の杜撰な調査によって、皆、ビルマ国籍に書き換えられてしまったという⁴³⁾。この女性は以前の状況について、祖父母が当時8歳であった母を連れてシップソーンパンナーからA村に移住し、土地の一時的占拠(《チャップチョーン》)⁴⁴⁾を行って1921年に権利証(《チャノート》)⁴⁵⁾取得のための税金を支払ったこと、そして、その税金を支払った証書(《バイ・シアパーシィ》)の中には祖父母について、その氏名とともに国籍タイと記載されていたことを発言した⁴⁶⁾。そして、父母世代について

も以下の説明を行った：

ある日、(政府が行う調査の手伝いとして) 学生達が村へやって来たのです。そして、村の皆に、「シップソーンパンナーから来たのか」と聞いて回り、皆は「はい」と答えました。そうしたら、その学生達は村の皆のことをビルマ国籍と書いてしまったのです。でも、私達の世代、私の兄弟などは出生証明書(スーティバット)がありましたので、タイ国籍でした。村の皆、父母世代がビルマ国籍でも子供世代はタイ国籍でした。

インフォーマント2は、「1972年発布の革命団布告337号によってタイ国籍取消が行われた」とする筆者の発言に対して、「1972年だったのか、もう少し遅かったのではないか」といった反応を示したが、結局、国籍取消の正確な年月についての記憶は無いようであった。しかし、国籍取消の事実を知った状況については、以下のとおり明確に発言した：

タイ国籍の取消は直ぐには解りませんでした。私はIDカードの更新のために役所を訪れ、その際に、国籍を取消されていたことを知ったのです。なぜ私達の国籍を取消さなければならなかったのでしょうか。

そして、インフォーマント2は、タイ国籍回復に向けて自身が行った活動や、その後村長になるために取った行動についても以下のとおりに発言した：

(タイ国籍を取消されたことを知った) その後は、内務省や外務省、いろいろ関係各所に働きかけて運動をしました。法務省では、まず橙色のカードを取得しなければタイ国籍も取れなくなると言われ、とても嫌でしたが(それを)取得しました⁴⁷⁾・・・中略・・・バンハーン首相がメーチャンに来た時には手紙を手渡しました⁴⁸⁾。(次の)チャワリット首相にも手紙を送りました。(やがて)ID番号の発行が始まり(タイ国籍が回復され)ましたが、頭が「8」(の番号)でした・・・中略・・・それから、私は(祖父母時代の)土地所有の証拠を探しました。頭が「8」(のID番号)では村長にはなれないですよ⁴⁹⁾。法律相談をしましたら「8」でも大丈夫なようにも言われましたが、「8」(で始まるID番号)は100%ではない(と思いました)。それで、(祖父母の氏名とともに国籍タイとの記載があった)土地関係の書類を探しました・・・中略・・・(私は)その(土地関係の)書類を証拠として申請し、「5」で始まるID番号に合意しました。(橙色カードの取得から)12年かかりました⁵⁰⁾。

<インフォーマント3の発言>

この女性は48歳で、賃金労働をしたり、家で孫の世話をしたりしている。父親はシップソーンパンナーからきたタイ・ルー1世世代であり、母親はパヤオ生まれの2世世代、本人は3世世代になる。この女性は、母親と自分自身について以下のように発言した：

母は、以前は頭が「3」(のID番号)でしたが、タイ国籍を取消された後の国籍回復時に頭が「8」(のID番号)になりました。母はタイ

生まれで生来的タイ国籍者《サンチャートタイ・ドーイカムヌート》なのに。公平ではない（と感じています）・・・中略・・・私は、母がタイ国籍を取消されることを知って、母と同一の住民登録票内に名前があると自分もタイ国籍を取消されると思い、（母がまだタイ国籍を有するうちに）自分の名前をチェンライ（県）の他の住民登録票内に移したのです・・・中略・・・全て自分で考えて自分一人で行いました。（当時はオンラインではなかったの）住民登録票から抜けると、（役所側は）その後の事はわからないのです。

インフォーマント3は2014年現在に48歳であることから換算して、革命団布告337号が公布された1972年当時はわずか6歳である。そのため、当該年齢時に上記の行為を全く一人で判断して行ったとは考え難い。また、インフォーマント3は、「自分の母親は、以前は頭が「3」（のID番号）であった」との発言も行ったが、インフォーマント1と同じく以前のID番号について発言すること自体が、同母親のタイ国籍取消が1983年以降に行われたことを示している⁵¹⁾。

そして、インフォーマント2はインフォーマント3の母親について、「自分と同じ時期にタイ国籍を取消されて一緒に泣いた」と発言したが、同母親と同じ時期にタイ国籍を取消されたということであれば、インフォーマント2も、1983年以降にタイ国籍を取消されたことになる。

<インフォーマント4の発言>

この男性は41歳で、村内で衣料品店を営んでいる。父方の祖父がシップソーンパンナーからき

たタイ・ルー1世代で、タイ生まれの父親は、タイ・ルーであるが中国籍を持つ永住外国人であった。そのため、同父親は、インフォーマント3の母親のようにタイ国籍取消に関係することはなかった。そして、インフォーマント4自身も、革命団布告337号の規定に該当しない永住外国人のタイ生まれ子孫として、何らの問題なくタイ国籍を取得したと発言した。

<インフォーマント5の発言>

この女性は34歳の小・中学校教員で、父母がシップソーンパンナーから来た1世代であり、本人はタイ生まれの2世代である。年齢的に、タイ国籍を取消されたのではなく、タイ国籍を取得できずにきていた。そして、20歳を過ぎてからタイ国籍を取得したと発言した。

インフォーマント4とインフォーマント5の発言から国籍取消の時期について情報を得ることはできなかった。しかし、インフォーマント4が、父親が永住外国人であったこと故に順調にタイ国籍を取得できた一方で、インフォーマント5は、20歳を過ぎるまでタイ国籍を取得できなかったことが明らかになった。

そして後日、役所から、「非合法入国者へのID番号発行について」と題する書面の写しを入手したことで⁵²⁾、インフォーマント1、インフォーマント2、インフォーマント3の母親等がタイ国籍を取消された背景を知ることができた。同書面は、「1985年1月11日付メーサイ郡長代理（副郡長）名で発信されたチェンライ県知事宛書面（Ch. R. 1016/0147）」の写しであり、同書面とそれを補足

する「役所の説明文」からは以下のことが明らかになった⁵³⁾；

① 1984年当時のメーサイ郡役所の住民登録担当所⁵⁴⁾に、1984年10月12日付内務省緊急書類(M.Th. 0402/w. 1112)⁵⁵⁾と名簿が送付されてきた。同内務省緊急書類には、「名簿に記載されている者達は革命団布告337号適用条件に該当するため、タイ国籍者ではない。住民登録票を調査して、もしその者達の名前がトーロー14に有ればトーロー13に移し、元よりトーロー13に名前が有る者達と合わせて、同様に処理するように。」との指示が記載されていた。

② 上記メーサイ郡役所の住民登録担当所は、上記内務省緊急書類の指示に従って住民登録票の調査を行い、合法入国や永住許可に関する証拠書類を有していない外国人を父母にもつ者達、計429名の名前をトーロー14からトーロー13へ移すこととした。同住民登録担当所は、これについて承認を得るために、郡長代理(副郡長)名でチェンライ県知事宛に書面(Ch. R. 1016/0147)を送付した。

③ 1972年の革命団布告337号発布当時は、トーロー14に記載されている人々の名前は、国籍取消者リストには表示されていなかった。

上記①②③からは、1984年当時の事情が理解される。まず、ID番号の導入作業が進められる途上に、1972年当時はタイ国籍取消対象外とされていたトーロー14中にも革命団布告337号適用条件該当者が存在する事が発覚した。そのため、内務省

は地方の住民登録担当所に緊急の指示を出した。その結果、1972年以降見過ごされた状態にあったA村のタイ・ルー2世代子孫達は、1984年当ても有効であった同布告337号規定に従って12年遅れのタイ国籍取消となり、非合法入国者のID番号を発行された。

A村タイ・ルー2世代子孫達は、国籍の取消によって、その後は、移動制限や進学・就業の制限、社会保障サービスの制限等々様々な不利益を被った。但し、国籍取消後は所有名義を失ったとはいえ、従前所有地を継続使用して従前同様の生産活動・商業活動を行うことが可能であったため、生活苦に陥ることはなかった。これについては、インフォーマント2とインフォーマント6からの証言が得られている⁵⁶⁾。先行研究において、レナードとチュリポンは、A村タイ・ルーの多くが商売を生業としていること理由として、「タイ・ルーは、以前は農業をしていた者も多いが、メーサイへ移住した時は土地を持たず、一度タイ国籍を取得した者もその後タイ国籍を取り消されたことで土地所有や所有権保有が不可能になった。他に選択肢がなかった。」と論じている[Ran (Renard, Ronald D.) and Chuleeporn 1987: 33]。しかし、その記述は、新規に土地所有をしようとするケースについては正しいが、実際は、既取得の土地は国籍取り消し後も継続使用が可能であった。しかしながら、そのような物質的な影響以上に、突然タイ国籍を取消されたことでそれらの人々が受けた精神的なダメージは非常に大きく、語りつくせぬほどに自尊心を傷つけられたことは明らかであった。特にインフォーマント1は、タイ国民としての国への忠誠の証でもある兵役を務めたに

もかわらず、その後タイ国籍を取消された。また、インフォーマント2は、祖父母の代からタイ国籍を取得していたにもかかわらず、杜撰な調査で父母をビルマ国籍者と書き換えられ、それでも自分はタイ国民として生活してきたのに、ある日突然タイ国籍取消の事実を知らされた。両者は共に、現在はタイ国籍を回復して何も問題は無いとしつつも、詳細を述べるにあたっては平穏でいられる事柄ではないことが、筆者にはよく理解された。

3. 結論：明らかになった事実についての考察、及び「国籍法の周縁部」という実体と概念について

(1) A村のタイ・ルー子孫達の国籍問題についての考察

本研究では、A村のタイ・ルー2世代子孫達が、13桁のID番号という新制度導入を機に、1984年当時も有効であった革命団布告337号に基づいて、同布告の発布から12年後にタイ国籍を取消されたことが明らかになった。そして、その原因は、同布告によるタイ国籍取消条件該当者が1972年の時点でトーロー13に移されることなく、大量にトーロー14中に記載されたままになっていたこと、更には、A村には1913年国籍法下のタイ生まれ2世代子孫達が多かったことにあった。

1972年革命団布告337号発布の1ヶ月半前に同じく革命団布告234号に基づいて導入されたトーロー13様式の住民登録票には、永住許可を有しない外国人の名前が記載された。そのため、1913年発布の国籍法に基づいて既にタイ国籍を取得し

ていた外国人子孫達の名前は、同布告337号による国籍取消対象外であったトーロー14に記載されたままになった。そして、それ故に、インフォーマント2やインフォーマント3の母親他、当時A村外で暮らしていたインフォーマント1は、1972年の同布告337号発布以降もタイ人として暮らすことができた。しかし、例えばインフォーマント5のように、親世代(1世代)が導入当初のトーロー13に名前を記載された者は、同じ2世代子孫であってもタイ国籍を取得できぬままにきたことから、A村においても同布告337号に基づく国籍政策自体は1972年当時より厳密に行われてきていたことが解る。そのため、上記のインフォーマント1、インフォーマント2、インフォーマント3の母親等に対する12年遅れの国籍取消は、直接的には、同布告234号に基づく住民登録票への分別記載条件と同布告337号に基づく国籍取消対象者条件の不整合に起因し、その後ID番号を導入して住民管理制度を整備してゆく途上に同不整合が発覚したことに因るものであることが解る。この12年遅れの国籍取消は、統治者側にすれば正当な理由に基づく措置であった、とするものであるのかもしれない。しかし、整合性を欠く個々の法令の厳密適用に際しては、恣意性が増殖傾向にあったのではないかとと思われる。

そして、上記のような、1980年代の住民管理制度整備過程での国籍取消は、民族には関係なく、永住許可の書類を有しない外国人の子孫で、1913年発布の国籍法が有効な時期にタイで出生した者全員に行われたことが考えられる。実際、先述の、「1月11日付メーサイ郡長代理(副郡長)名で発信されたチェンライ県知事宛書面(Ch. R.

1016/0147)」に記載されるとおり、1984年当時のメーサイ郡役所管轄地域では合計429人がタイ国籍を取消されたが⁵⁷⁾、これについてインフォーマント6からは、「国籍を取消されたのはタイ・ルーだけではなかった」との発言があった⁵⁸⁾。

そして他にも、A村のタイ・ルー二世世代子孫達の事例からは、住居者登録と国籍の二元管理による住民管理制度の整備過程において⁵⁹⁾、少数民族についても民族籍制度の整備が進められてきた状況を確認することができる。具体的には、インフォーマント2他A村のタイ・ルーは、1994年に発行開始されたタイ・ルー用の橙色カードを取得したことで、タイ・ルーとして認識されるようになったことである。これは下記①②③によって裏付けられる：

- ① 当初、A村のタイ・ルーはビルマ国籍者とその子孫達であると認識されていた。
- ② タイ・ルーは、1977～1978年よりビルマ国籍離郷者用⁶⁰⁾の桃色カードを発行されたり、1990～1991年の間に高地民用の水色カードを発行されたりしていた。しかし、1994年よりタイ・ルー用として橙色カードの発行が始まり [Pinkaew 2013: 230-235]、他のビルマ国籍離郷者達からは分離された⁶¹⁾。
- ③ 1992年の国籍法改正約2週間後に、タイ・ルー子孫へのタイ国籍付与が閣議決定されていた⁶²⁾。しかし、インフォーマント2他A村のタイ・ルーはそれについて、役所を含む統治者側から何の知らせも受けていなかった⁶³⁾。実際、インフォーマント2他数

名のA村タイ・ルー子孫達は、1995～1996年頃に当時のバンハーン首相に直訴したりバンコクの中央官庁を陳情に回ったりしていた。そして、法務省において、「橙色カードを取得しなければタイ国籍取得もできなくなる」との説明を受け、背に腹は代えられぬ思いでそれを取得した⁶⁴⁾。

A村のタイ・ルーの中に、上記②に記載されるビルマ国籍離郷者用の桃色カードや高地民用の水色カードを取得していた者が存在したのか否かは把握できていない。しかし、上記③より、1995～1996年頃に橙色カード未取得の状況にあったインフォーマント2他のA村タイ・ルー子孫達は、統治者側からはタイ・ルーとして認識されていなかったのだと考えられる。そして、橙色カード取得後よりタイ・ルー籍者として管理されることになり、その後、2000年頃よりタイ国籍回復が始まり、最終的には2004年9月17日付内務省告示によってかつてのタイ国籍保持者は国籍を回復された⁶⁵⁾。

しかし、それでは、橙色カード発行開始の1994年以前に、前述の1992年3月17日付タイ国籍付与の閣議決定をなされたタイ・ルー子孫とは何処の誰であったのか、という疑問が生じることになる。これについては、クリタヤとポンサックの先行研究 [Kritaya and Pornsuk 1997: 2, 16-32] やユネスコ発行資料 [UNESCO 2008: 3] においても論じられていない。そのため、今後の課題となった。

そして、国籍取消（剥奪）後の所有地については、無主地になるとも論じられているが [玉田 2006: 220]、先述のとおり、A村のタイ・ルー子孫達のケースでは従前所有地の継続使用が可能で

あった。この例は、タイの土地法が実際には柔軟に運用されてきたことを示している。

(2) 制度によって社会に生じた、又は生じつつある事象についての考察

本稿2.(2)のインタビュー結果のとおり、インフォーマント2は、「『8』で始まるID番号)は100%ではない」と発言した。そして、インフォーマント1とインフォーマント3も、「8」で始まるID番号が「3」や「5」で始まるID番号よりも劣位であるかのごとくに発言した。これについては、「8」で始まるID番号を発行される者の多くが、非生来的タイ国籍者として国政・地方の被選挙権を与えられていないこと等に起因すると考えられる⁶⁶⁾。すなわち、「8」で始まるID番号を発行された者が「3」や「5」で始まるID番号を発行された者よりも市民権上の劣位に置かれている、という実態についての発言である。

しかし、上記以外にも、インフォーマント1～3の発言からは、タイ社会全体に生じている、又は生じつつある事象として考察できることがある。それは、彼等にはタイ国籍を取消される以前にもタイ国民として暮らしてきた事実があることから⁶⁷⁾、「自分は生来的なタイ国籍者である」との意識を持っていることに関連する。すなわち、彼等が「8」で始まるID番号に関して表出した意識を、“国籍法の中心部”の人々が、「8」で始まるID番号を持つ者に関して抱いている意識として捉えることである。具体的には、以下のとおりである：

① インタビューでのインフォーマント1とインフォーマント2の発言からは、「なぜ自分に『8』

で始まるID番号を発行するのか、『8』で始まるID番号は、“自己とは異なる他者”に発行すべきものである」という意識の表出を捉えることができる。そして、インフォーマント3も自身の母親に関して、同様の意識を表出した。実際、1983年に13桁のID番号制度が導入された当初の「8」で始まるID番号は、タイ人では、帰化や婚姻等によってタイ国籍を取得した、新規にタイ国民となった元外国人にのみ発行されるものであった。そして、当時より、それらの人々には被選挙権は無かった。

② しかし、近年は外国人子孫へのタイ国籍付与要件が緩和されたことで、「8」で始まるID番号は、国籍付与等でタイ国民となった⁶⁸⁾、高地民、移民・難民等にも発行されるものとなった。それらの人々については、先行研究において、「大方のタイ人はエリートも庶民も、地理的社会的周辺部に居住する在来高地民、移民・難民、出稼ぎ労働者に対する差別感情や偏見を抱いている」と論じられている[玉田2006:215]。また、タイ国籍を取得した山地民⁶⁹⁾に対する差別が顕著であることも論じられている[片岡2013:267]⁷⁰⁾。そして、それら、高地民、移民・難民等にタイ国籍が付与された際に、「8」で始まるID番号カードを授与する式典が行われる様子がインターネット等メディアを通じて報道されたりもしている⁷¹⁾。勿論、インターネットを通じてID番号の意味を知ること容易である。

③ そのため、「8」で始まるID番号の者が、被選挙権の無い、新規にタイ国民となった元外国人であるという状況自体は1983年当時と同じでも、イ

ンターネット等メディアを通じて、高地民、移民・難民等に対して「8」で始まるID番号が発行される報道がなされることによって、それらの人々に対する差別感情や偏見が「8」で始まるID番号に加えられようになった事が考えられる。

④そして、「8」で始まるID番号を発行される者は被選挙権を与えられない元外国人であり、尚且つ、「8」で始まるID番号は高地民、移民・難民等がタイ国籍者となった際に発行されるものである、との認知が広まり、「8」で始まるID番号を発行される者の周縁性が明確化された、又は明確化されつつあるようになった事が考えられる。実際、「8」で始まるID番号を発行された者や、国籍取得した高地民、移民・難民等は、全て被選挙権のない非生来的タイ国籍者である、といった間違った認識がタイ社会の中で広まっている現状もある⁷²⁾。そのため、「8」で始まるID番号は二級市民的な者を示すメタファーになりつつある事が考えられる。

高地民、移民・難民等には、新規にタイ国民となった元外国人として、「8」で始まるID番号を発行されるが、これは、信頼性が充分ではない非生来的タイ国籍者を警戒する統治者側のリスク回避の政策が住民管理制度に反映されたものである。しかし、上記①～④のような事象が広くタイ社会全体に生じる、又は生じつつあることは、国民の中に周縁部を有することに繋がり、フランス等にも先例があるような潜在的リスクにも繋がりが得るものである⁷³⁾。そのため、「8」で始まるID番号に関連する社会的事象についての更なる調査が今後の課題となった。

(3) 「国籍法の周縁部」という実体と概念、及び領域的周縁部、文化的周縁性との関係について

以上の考察結果より、国民国家タイについて、敢えて「国籍法の周縁部」の実体をいうならば、それは、非生来的タイ国籍者のことである。しかし、社会の中で形成された「国籍法の周縁部」の概念については、「8」で始まるID番号を発行されたタイ国籍者達が属する想像上の部域である、との定義が考えられる。

また、「8」で始まるID番号の者の多くが、移民・難民の他、高地民等、領域的周縁部出身の、文化的周縁性を持つ人々であることから、「国籍法の周縁部」とは、統治者側が法と制度によって明確化した、領域的周縁部出身で文化的周縁性を有する、新規加入のタイ国民達が属する想像上の部域である、との定義も考えられる。マッカーゴは、タイ社会の中には「非公式の市民権」という黙示的基準が存在し、それを満たさなければ国籍取得後も有形無形の差別を受けることになる、と論じているが [McCargo 2012: 91]、それに対比させると、「国籍法の周縁部」は、統治者側が設定した明示的基準に基づくものであると言える。

注

- 1) 本稿では、国民国家の文化的周縁性とは、「少数民族の独自文化が、国民統合のイデオロギーとしての国民文化との間に、差異を有する実態」と定義する。周縁に対する中央である国民文化は、多くの場合、多数民族（マジョリティ）の文化等に基づいて決定、又は形成される。
- 2) 国民国家タイについても、その領域的周縁部に関する研究では、本稿の引用・参考文献欄に記載されているピッチ [Pitch 2007] のメーサイに関する研究や、チャカパン [Jaggapan 2011] のルアムチャイに関する研究がある。また、その文化的周縁性についての

研究では、やはり本稿の引用・参考文献欄に記載されている馬場 [馬場 1993, 1996b, 1998] のタイ・ルーの守護霊祭祀に関する研究があげられる。それらは、タイの少数民族として位置づけられているタイ・ルーが維持しようとしている、国民統合のイデオロギーとしての国民文化とは差異のある、タイ・ルーの独自文化についての研究である。

- 3) 本稿では、国民とは、「当該国の国籍を有する者である」と定義する。
- 4) かつては王国という国家形態をとっていたこともある [長谷川 1984: 126]。
- 5) 本稿では、民族とは、「言語や文化を同じくする共同体意識を持つ人々の集団である」と定義する。
- 6) 本稿では、ミャンマーについては基本的にはビルマ、必要時には現ミャンマーと記す。
- 7) A村のタイ・ルーについては、中国の社会主義化に伴って難民としてタイへ移住してきた人々であると説明されているが [馬場 1993: 55, 61-64, 1996b: 126]、それ以前の時期に移住してきた人々も居住している。
- 8) 本稿では、ベトナム人難民とは、「1945～1946年にフランスからの爆撃を逃れてラオスまたはカンボジアからタイへと逃れてきたベトナム人の血統を持つ者である」と定義する。
- 9) 1992年に行われた国籍法改正の主目的の一つがベトナム人難民問題の解決であったことに照らし合わせると、同法改正約2週間後の1992年3月17日にベトナム人難民子孫へのタイ国籍付与が閣議決定されたことは、容易に理解される。また、ベトナム人難民子孫のうちの、特にタイ人とのハーフの2世代と3世代をタイ国籍者にすることについては、1990年5月29日に既に閣議決定されていた。他にも、1954年以降にタイへ流入してきた中国国民党軍軍人のタイ生まれ子孫と、その親族等で、1950～1961年の間にタイへ流入してきたチン・ホー族のタイ生まれ子孫、1987年にタイ軍へ投降したマラヤ共産党員のタイ生まれ子孫をタイ国籍者にすることも、1992年の国籍法改正以前に、既に閣議決定されていた [Kritaya and Pornsuk 1997: 28]。しかし、タイ・ルー子孫にタイ国籍を取得させることについては、以前の閣議決定はなかった。これについてバヤオのタイ・ルー協会幹部である Praphon Prawang 氏は、タイ・ルーに関する1992年3月17日付閣議決定について、「タイ・ルー政治家のラダワーン氏が尽力した」との説明してくれた。タイ・ルー協会の創設者であるラダワーン氏は国会議員であり、当時は保健省副大

臣であった。そのため、タイ・ルー子孫への国籍付与について、政治的影響力を発揮したことが推測される。Praphon Prawang 氏には、2014年9月22日にインタビューをさせていただいた。

- 10) A村のホームページより引用。
- 11) タイ系諸族の一派で、シャン族とも呼ばれる。
- 12) 本稿では、統治者とは、その当時のタイ政府と同政府機関であると定義する。但し、後述のメーサイ市役所市民事務所 (Thesaban Tambon Mae Sai, Samnak Palat Thesaban Tambon Mae Sai) については特に、役所として記述する。
- 13) このようにタイ国籍の取消と回復を経験したのは、1913年発布の国籍法が有効な時期にタイで出生した外国人子孫である。
- 14) 本稿の表3: <インタビューについての表示>に記載されるインフォーマント2が、2014年8月26日午前のインタビューにおいて、A村では一度にタイ・ルー300人程がタイ国籍を取消された、と発言した。
- 15) 現在のタイ国籍法では、非合法入国者の子孫はタイ国籍取得不可能と規定されている。しかし、例えばベトナム人難民子孫も、過去には「全員をベトナムへ帰還させる」との閣議決定をなされていたが、政策と法律が変わって現在はタイ国籍者となっている。人権に関する国際条約の他、国内外の問題等で、将来において、政策変更と法律改定を余儀なくされる事態も発生し得る。
- 16) タイの出生地主義は1953年発布の1952年国籍法改正第2号では採用されなかったが、その後1956年発布の同法改正第3号によって遡及的に適用された。
- 17) タノム独裁政権時に発布された革命団布告は法的効力を有した。
- 18) 本稿では、外国人とは、「タイ国籍者以外の者である」と定義する。
- 19) 1972年の同布告発布当初は、父母については、「父が外国人、又は母が外国人で父が不明の場合、その父又は母が・・・(以下省略)」と規定されていたが、その後改定された。
- 20) 本稿では、「タイ人とは、タイ国籍者である」と定義する。
- 21) 当時はタイの空港や空軍基地の爆破未遂・既遂事件が多発し、その犯人がベトナム人であるとされた [Wichan and Sutwit 1976: 84-86]。
- 22) 1992年の国籍法改正は、ベトナム人難民子孫をタイ国籍者にすることによって、そのタイへの同化を進め、タイへの忠誠心を育ませる事を主目的の一つと

- して行われた [岸本 2001: 62-64]。
- 23) タイ語のアルファベット表記では **Bukkhon Bon Phuen Thi Sung**、英語では **Highlanders** と表記される少数民族の人々。
 - 24) 国籍付与のみならず、2008年国籍法改正4号の第23条に基づいて、住民登録によってタイ国籍者となることもある。
 - 25) トーローは **Thabian Rasadon** の略である。そして、トーロー 1～3は出生、トーロー 4と5は死亡、トーロー 6と7は転居、トーロー 8は住民登録についての訴訟結果等の報告、トーロー 9は住居建物の保証、トーロー 12は登録履歴資料の保証、に関する様式である。また、トーロー 38とトーロー 38Kは登録履歴として、タイ国内での居住実態がありながら住民登録の無い人々の名前を登録する様式である [GotoKnow.org 290163]。
 - 26) タイ人のみならず住民登録票に記載される外国人にも発行されるため個別番号とした。
 - 27) **Khrongkan Chattham Lek Prachamtua Prachachon**
 - 28) タイ王国陸軍司令部人事局のホームページより引用。
 - 29) カムナンはタムボンの長であり、タムボン中の村々の村長から選ばれる。
 - 30) タイ語アルファベット表記は **Samnak Palat Thesaban Tambon Mae Sai**、英語表記は **Office of the Municipal Clerk**。メーサイ市役所市民事務所については同市役所ホームページに記載が有る。
 - 31) メーサイ市役所の市民事務所の公務員3名と同市役所公衆衛生・環境課 (**Division of Public Health & Environment**) の公務員1名が同席した。また、A村のタイ・ルーとして、現カムナン (インフォーマント2) と村長補佐2名が同席した。インタビューが行われたメーサイ市役所のタイ語アルファベット表記は **Thesaban Tambon Mae Sai**、英語表記は **Maesai Municipality**。
 - 32) 但し、現カムナンの名誉のために敢えてここに記すのは、現カムナン (インフォーマント2) は、「私は、責務を果たす時はタイ・ルーのためだけでなく、タイ国のために忠誠心をもって働いているのです」と、繰り返し発言されていた事である。
 - 33) 人口は、トーロー 14に名前が記載されている者とトーロー 13に名前が記載されている者の合計人数である。そして、インフォーマント2は、その70～80%がタイ・ルーであると発言した。
 - 34) A村のホームページより引用。
 - 35) 当時のピブンソクラーム首相がタイ系諸族の統合を狙って行った政策。
 - 36) 1942年5月の日本軍によるシャン州制圧後、タイのパヤップ軍もシャン州南東部のケントゥンを制圧した。当時、タイと日本は同盟関係にあったため、その後1943年8月にケントゥンとシャン州南西部のムアンパン (**Mong Pawn**) が正式に日本からタイへ割譲され、タイに併合された。
 - 37) シャン州は1946年1月1日のタイ英間条約で英国領となったが、その後ビルマ領となった。
 - 38) 本人は60歳と発言したが、生年月日より63歳であることが確認された。
 - 39) インフォーマント1は外国人子孫である為、当時は17歳時の登録でタイ国籍者となった。
 - 40) インフォーマント1の発言である。
 - 41) 1956年以前の出生者の住民登録は、その後の問題発生の可能性があったものとして論じられている [Kritiya 2011: 105]。インフォーマント1は1951年生まれであり、例えば当初「5」で始まる番号を発行されたが、その後「3」で始まる番号に替った等の可能性もある。
 - 42) 当時はタイへ移住した1世代が帰化することは現在よりも容易であった。
 - 43) 2014年8月26日午後のインタビューでの、インフォーマント2の発言である。
 - 44) ラタナーコーシン歴127年 (1909年) 地券交付法では、無主地の開墾を郡長に申請して一時的占有 (チャップチョーン) の証書交付を受け、その後一定期間内に耕作等利用開始することで、同耕作等利用開始地部分の地券等を与えられて所有が認められると規定された [北原 2010: 19]。
 - 45) チャノートはラタナーコーシン歴127年 (1909年) 地券交付法で規定された地券である。地券は、私有地に関して、地籍図に基づいて交付された土地権利証である [北原 2010: 19]。
 - 46) 2014年8月26日午後のインタビューでの、インフォーマント2の発言である。
 - 47) 2014年8月26日午後のインタビューで、インフォーマント2は、「私はタイ人なのに、なぜ橙色カードを取得しなければならないのか」と非常に不満に感じた、と発言した。
 - 48) 当時の活動については、2014年9月20日にインフォーマント2から再度話を聞かせていただいた。1995～1996年頃、当時のバンハーン首相がメーチャンの学校訪問に来た際にインフォーマント2と同村のタイ・ルー女性達は直訴の機会を得た。それを機に、インフォーマント2達はその後バンコクの中央

- 官庁へ陳情に行き、法務省を訪れた際に橙色カードの取得を促された、と発言した。
- 49) 2000年の「高地民に関する中央登録事務所規定」に基づく住民登録によってタイ国籍者となった人々は、父又は母がタイ生まれであると認定されたことでタイ国籍を取得している。そのため、「8」で始まるID番号を発行されているが、生来的タイ国籍者として被選挙権を有するケースがある [Prachatai.com 2012]。
- 50) 「8」で始まるIDカード取得からではなく橙色カード取得から12年後であることは、2014年9月20日に確認した。
- 51) インフォーマント1やインフォーマント3の母親がタイ国籍を取消される以前に「3」や「5」で始まるID番号を発行されていたとする件については、役所側は彼等の発言を間接的に否定した。しかし、当時のID番号発行が1983年より開始されたことに照らし合わせると、例えば、彼等が1984年5月31日以前に「3」や「5」で始まるID番号を発行されていたことも考えられる。そのため、彼等の発言は否定されるものではないと考えられる。
- 52) 2014年10月10日に、役所からメール添付で筆者宛てに送付されてきた。
- 53) 「非合法入国者へのID番号発行について」と題する書面（「1985年1月11日付メーサイ郡長代理（副郡長）名発信のチェンライ県知事宛書面（Ch.R.1016/0147）」）の写しと「役所の説明文」は、印刷等の関係で掲載を控えた。それらは筆者の手に保存してある。
- 54) タイ語のアルファベット表記はThi Tham Kan Pokkhrong Amphoe Thabian Rasadon。「1985年1月11日付メーサイ郡長代理（副郡長）名発信のチェンライ県知事宛書面（Ch.R.1016/0147）」写しの左下部に連絡先としてタイプされている。
- 55) Nangsue Krasuang Mahatthai Duan Mak Thi M.Th.0402/W.1112 Long Wan Thi 12 Tulakhom 2527
- 56) 文字数の関係でインタビュー内容の全文掲載は控えたが、2014年8月26日午前のインタビューにおいて確認された事項である。
- 57) A村のタイ・ルーについては、当該時期には300人程のタイ・ルーのタイ国籍取消が行われた、と2014年8月26日午前のインタビューにおいてインフォーマント2が発言した。そのため、残りの100名超はタイ・ルー以外の少数民族・外国人子孫であったことになる。
- 58) 2014年8月26日午前のインタビューでの発言である。
- 59) 先行研究において玉田は、タイの住民管理制度は居住者登録制度と国籍制度の二元管理制度であると論じている [玉田 2006: 198]。
- 60) ビルマ国籍離郷者にはシャン族（タイ・ヤイ）、モン族、カレン族等が含まれる。当初はタイ・ルーも含まれていた。
- 61) タイ・ルーをビルマ国籍離郷者の他の民族グループから分離した理由としては、1992年3月17日に、タイ・ルー1世代への永住外国人の法的地位付与とその2世代子孫達へのタイ国籍付与が閣議決定されたこととの関連が考えられる。
- 62) タイ・ルーが、ベトナム人難民子孫と同じく1992年3月17日にタイ国籍付与を閣議決定された理由と経緯については、本文1.(2)「A村のタイ・ルー子孫達を取り上げる理由と先行研究について」と補注9)を参照されたい。
- 63) 2014年9月20日の、インフォーマント2の発言である。
- 64) 2014年9月20日の、インフォーマント2の発言である。
- 65) 市役所でのインタビューにおいてインフォーマント2は、2000年頃より国籍回復があったと発言した。その後、2014年10月10日付メールで筆者宛に送付されてきた「役所の説明文」には、2004年9月の内務省告示でかつての国籍所持者が国籍回復したと記されている。
- 66) 非生来的タイ国籍者にはタイ国籍取消の可能性もある。
- 67) 正確には、インフォーマント3は生来的タイ国籍者であり、タイ国籍取消の経験も無い。インフォーマント3の母親はタイ国籍の取消と回復を経験した。
- 68) 国籍付与の他、2000年の「高地民に関する中央登録事務所規定」や2008年改正国籍法の第23条に基づく住民登録によってタイ国籍者となった人々にも「8」で始まるID番号が発行される。
- 69) 引用元の原文のまま山地民とした。高地民と同じ意味。
- 70) 引用元 [片岡 2013: 267] には、役人が見て解るように「8」で始まるID番号を付してあること自体がタイ国籍山地民への顕著な差別の例である、とチェンマイ大学のムクダワン教授がご教示された、とする脚注が有る。
- 71) 「8」で始まるID番号カードの模型と共に、タイ国籍を付与された元外国人としての報道がなされている [mcof.net 2013.10.13]。

- 72) 「8」で始まるID番号の少数民族の者でも村長選出馬資格を有する、として、わざわざインターネットのニュースで取り上げられている事自体が、「8」で始まるID番号の少数民族の者は皆被選挙権が無い、とする誤認識が広まっていることを示している [Prachatai.com 2012]。
- 73) フランスにおいても、フランス国籍を持つ移民子孫達の社会統合が問題になってきた [宮島 2009: 1-12]。

引用・参考文献

<日本語>

- 片岡樹 2013「先住民か不法入国者か？－タイ山地民をめぐる議論が映し出す新たなタイ社会像－」『東南アジア研究』50巻2号：239-272。
- 岸本ゆかり 2001「タイのベトナム人－1992年改正国籍法と「タイ人」への道のり－」『年報タイ研究』No.1：51-67。
- 北原淳 2010「1920年代タイにおける無主地開拓の進行とその法的規制の試み（上）」『龍谷大学経済学論集』Vol. 50 No. 1・2：19-42。
- 玉田芳史 2006「タイにおける外国人の政治的権利」河原祐馬（編）、植村和秀（編）『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、190-221頁。
- 永井史男 2006「内なる国際化へ向かって－タイのグローカリゼーション－」河原祐馬（編）、植村和秀（編）『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、222-252頁。
- 長谷川清 1984 雲南省編輯委員会編『傣族社会歴史調査』（西双版纳之一，三，四）『東南アジア－歴史と文化－』第13号、126-131（書評論文）。
- 馬場雄司 1993「北タイ、タイ・ルー族の守護霊儀礼と仏教儀礼－「伝統」の創造とエスニシティ」『パリー学仏教文化学』6号：51-68。
- 1996a「北タイ、タイ・ルーの移住・定着過程－ナーンにおける盆地開拓史とのかかわりで」『同朋大学論叢』73号：61-98。
- 1996b「タイ・ルーの移住と精霊祭祀 [概況] - 北タイを中心に」『重点領域研究総合的地域研究成果報告書シリーズ：総合的地域研究の手法確立：世界と地域の共存のパラダイムを求めて』26号：108-136。
- 1998「タイ・ルーであろうとすること、タイ・ルーでなくなること－越境の時代の守護霊祭祀－」『東南アジア研究』35巻4号：716-737。
- 宮島喬 2009「移民の社会的統合をめぐる問題・課題の現在」宮島喬（編）『移民の社会的統合と排除－問われるフランス的平等－』東京大学出版会、1-12頁。

<外国語>

- Cohen, Paul T. 1998 "Lue Ethnicity in National Context: A Comparative Study of Tai Lue Communities in Thailand and Laos." *Journal of the Siam Society* Vol. 86 Parts 1 & 2: 49-62.
- Darunee Paisanpanichkul 2005 "Shitthi nai Kanmi Aekasan Phisut Sap Tua Bukkhon nai Rat Thai." (Right to Identification Paper in Thai State) M.A. Thesis submitted to the Thammasat University.
- Jaggapan Cadchumsang 2011 "People at the Rim: A Study of Tai Ethnicity and Nationalism in a Thai Border Village." Ph.D. Thesis submitted to the University of Toronto.
- Keyes, Charles F. 1993 "Who are the Lue? Revisited Ethnic Identity in Lao, Thailand, and China." Paper presented at the Seminar: The State of Tai Studies, held by the Office of the National Culture Commission of Thailand, Bangkok, 10-13 September 1993.
- Khachatphai Burutsaphat 1978 *Yuan Oppayop*. (ベトナム人難民), Samnakpim Duangkamon Chamkat: Bangkok.
- Kitiwaraya Rattanamani 2009 "Khon Tangdau nai Thabian Rasadon Thai." (Aliens in Thai Civil Registration) M.A. Thesis submitted to the Thammasat University.

- Kritaya Achavanitkul 2011 “Towards Managing Stateless People in Thailand's Context.” *Journal of Population and Social Research, Institution of Population and Social Research, Mahidol University, Bangkok*, pp. 104–126.
- Kritaya Archavanitkul and Pomsuk Koetsawang 1997 *Sathanakan khong Chau Khau lae Chon Klum Noi Nai Prathet Thai*. (タイの山地民と少数民族の状況) Sataban Wichai Prachakon lae Sangkhom Mahawithayalai Mahidon.
- McCargo, Duncan 2012 “*Informal Citizens: Graduated Citizenship in Southern Thailand.*” *In Ethnic and Racial Minorities in Asia: Inclusion or Exclusion?*, edited by Michelle Ann Milner, pp. 82–98. London: Routledge.
- Moerman, Michael 1965 “Ethnic Identification in a Complex Society: Who Are the Lue?” *American Anthropologists*, No. 67(5): 1215–1230.
- Phunthip K. Saisoonthorn 2006 “Development of Concepts on Nationality and the Efforts to Reduce Statelessness in Thailand.” *Refugee Survey Quarterly* Vol. 25 Issue 3: 40–53.
- Pinkaew Laungaramsri 2013 “Contested Citizenship: Cards, Colors and the Culture of Identification.” in John A. Marston, ed., *Ethnicity, Borders, and the Grassroots Interface with the State: Studies on Southeast Asia in Honor of Charles F. Keyes*: Silworm Books
- Pitch Pongsawat 2007 “Border Partial Citizenship, Border Towns, and Thai-Myanmar Cross-Border Development: Case Studies at the Thai Border Towns.” Ph.D. thesis submitted to the University of California, Berkeley.
- Ran Runart (Renard, Ronald D.) and Chuleeporn Wimuktanon 1987 “Kan Plianplaeng lae Kan Praptua khong Chau Tai Lue thi Amphoe Maesai Changwat Chiang Rai.” (Changes and adjustments of the Tai Lue in Maesai District, Chiangrai Province.) Research Paper No. 30, Payap University, Chiang Mai Thailand.
- Wichan Champisari and Sutwit Supphan 1976 *Yuan Oppayop kap Khwam Mankhong khong Chat*. (ベトナム人難民と国家の安全), Samnakphim Odiasto: Bangkok.

引用・参照資料等

- 綾部真雄 日本タイ学会第5回大会発表（2003年7月13日）「国籍なき国民」の行方 – 山地民への国籍付与問題を読む – の資料集
- A村のホームページ（2015年6月7日確認）
<http://mailung1.pimkong.com/>
- 「非合法入国者へのID番号発行について」と題する「1985年1月11日付メーサイ郡長代理（副郡長）名で発信されたチェンライ県知事宛書面（Ch. R. 1016/0147）」の写し、及び同書面を補足する「役所の説明文」（私信）
- タイ王国陸軍司令部人事局のホームページ（2015年6月7日確認）
http://dop.rta.mi.th/dop_web/04017/pin13.htm
- 内務省地方行政局登録統括事務所ホームページ
<http://stat.bora.dopa.go.th/card/card.htm>（2015年6月7日確認）
<http://stat.bora.dopa.go.th/fop/pid13.htm>（2015年6月7日確認）
- メーサイ市役所のホームページ（2015年6月7日確認）
<http://www.maesai.go.th/htmlEN/government.html>
- GotoKnow.org（2015年6月7日確認）
<https://www.gotoknow.org/posts/290163>
- mcot.net（2013.10.13）（2015年6月7日確認）
<http://www.mcot.net/site/content?id=525a1eeb150ba0401200003c#.VS4SG2aCjIV>
- Prachatai.com 2012年9月17日16時14分の記事（2015年6月7日確認）
<http://www.prachatai.com/journal/2012/09/42679>
- Refworld.org（UNHCRのホームページ）（2015年6月7日確認）
<http://www.refworld.org/topic,50ffbce524d,50ffbce525c,,0,,LEGISLATION,THA.html>
- UNESCO Bangkok (2008), Capacity building on birth registration and citizenship in Thailand: Citizenship Manual, UNESCO Bangkok,

Bangkok Thailand

<http://unesdoc.unesco.org/images/0016/001621/162153e.pdf> (2015年6月7日確認)

謝辞：現地調査関連では尾中文哉氏と山地みゆき氏に大変お世話になりました。ここに感謝の意を表します。